

## 埼玉県シニア活躍推進宣言企業認定制度 申込要領

### 1 趣旨

元気なシニア（おおむね60歳以上。以下同じ。）が自分の希望にあわせて働くことができるよう、定年や継続雇用の年齢延長や定年の廃止、シニア向けの仕事の創出など、シニアの活躍の場を拡大する取組を推進する県内企業等（企業のほか法人格を有する団体。但し、人事管理の権限を有する事業所も含む。以下同じ。）を「シニア活躍推進宣言企業」（以下「宣言企業」という。）として県が認定します。

また、宣言企業のうち、正社員の定年を廃止または定年年齢を70歳以上としている企業等については、「シニア活躍推進宣言企業（生涯現役実践企業）」として認定します。

### 2 申込み

#### (1) 県に直接申し込む場合

「シニア活躍推進宣言企業認定申込書」（様式1）に所要事項を記入の上、7に定める申込先あてFAX又は電子メールにより申し込んでください。

#### (2) シニア活躍推進アドバイザーを経由して申し込む場合

県が委託した団体から派遣されるシニア活躍推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）が企業等を訪問し、現在の状況及び今後の取組の予定をお伺いします。

お伺いした内容を基にアドバイザーが作成する「企業等訪問記録票兼シニア活躍推進宣言企業認定申込書」（様式2）が県に報告されることをもって申込みとなります。

### 3 認定基準等

#### (1) 次のアからキの7つの取組項目のうち、3項目以上を実施済み又は実施予定である企業等について、宣言企業として県が認定します。

なお、アからキに該当しない取組を実施済み又は実施予定である場合は、その取組がシニアの活躍の場の拡大につながるかを個別に判断させていただきます。

#### **ア シニアの定年や継続雇用の制度を見直す**

- (ア) 正社員の定年・継続雇用の年齢を延長（66歳以上）、廃止する
- (イ) 継続雇用や賃金の基準を明確化する
  - ・ 定年や任期満了後に継続雇用する基準を明確化する
  - ・ シニアに係る賃金の基準を明確化する など

#### **イ シニアの雇用、働く場所・機会を増やす**

- (ア) シニア向けの仕事を新たに作る

- ・ 特殊なスキルや熟練を要する業務を切り出し、シニアが従事する
- ・ 無資格、未経験等でも可能な業務を切り出し、シニアが従事する
- ・ 人材が不足しがちな早朝・夜間・土日等の勤務をシニア勤務枠とする など

(イ) シニア限定の求人募集により新たにシニアを雇用する

(ウ) シニアの働きやすい事業分野へ進出する

- ・ シニアが継続就労することが可能となる新たな事業を展開する など

#### **ウ シニアが安心して働ける環境を整える**

(ア) シニアの特性に配慮した勤務形態を導入する

- ・ 週3日勤務や1日5時間勤務など、シニアを対象とした短時間勤務制度を導入する など

(イ) シニアの特性に配慮したシフトの導入、部署配置を行う

- ・ シニアを対象とした負担の少ない勤務シフトを実施する
- ・ 本人の適性を踏まえ負担の少ない部署に配置転換する など

(ウ) シニアの負担を軽減する機械設備の導入・改善、作業方法、作業環境の改善等を行う

- ・ シニアの負担を軽減する機械設備を導入する
- ・ シニアが働きやすくなるよう作業方法を見直す など

#### **エ シニアの技術・経験を生かす**

(ア) 技術・知識を継承する仕組みを構築する

- ・ 技能伝承計画を策定する
- ・ シニアと若年者が組んで仕事を行う「ペア就労」や研修制度を導入する など

(イ) シニアの経験を生かす仕組みを構築する

- ・ 豊富な経験を有するシニア向けの専門職を導入する
- ・ 特別な技能を有するシニアに支給する特別手当を導入する など

#### **オ シニアの能力を伸ばす**

(ア) シニア向けの研修を行う

- ・ シニア向けに新技術に関する研修を実施する
- ・ シニア向けにパソコン研修等を実施する など

(イ) シニアの資格取得をサポートする

- ・ シニアの資格取得のための費用の一部を企業等が負担する
- ・ シニアの資格取得休暇（講座参加、資格受験等）を導入する
- ・ シニアの資格取得を勧奨する など

(ウ) シニアの能力を評価する

- ・ シニア向けの評価制度を構築する など

#### **カ 福利厚生を充実する**

- (ア) シニアの健康管理に配慮する
  - ・ シニアに対し法定以外の健康診断の受診を勧奨する
  - ・ 血圧計の設置などシニアが日常的に手軽に健康チェックができるようにする など
- (イ) シニアのライフステージに合わせた休暇制度の導入や年休取得を勧奨する
  - ・ シニア向けの孫の出生時休暇を導入する
  - ・ シニア向けの孫の入学・卒業時休暇を導入する
  - ・ シニアの年休取得を勧奨する など
- (ウ) シニアの意欲を向上する取組を導入する
  - ・ シニアの永年勤続を表彰する
  - ・ シニア向けの永年勤続休暇を導入する など
- (エ) シニアの新たな活動を促進する取組を行う
  - ・ シニア向けのボランティア休暇を導入する
  - ・ シニア向けのボランティア参加助成金を導入する など
- (オ) 定年間近の社員向けライフプランセミナーを実施する

#### **キ シニアの活躍推進の取組を情報発信する**

- ・ 自社のHP、会社案内などに宣言企業であることを掲載する
- ・ 名刺等に県が作成するシニア活躍推進宣言シンボルマークを印刷する など

(2) アドバイザーを経由することなく、県に直接申込みがあった場合、県は当該企業等を訪問等の上、取組の内容を確認します。

その際、就業規則、労働協約等の関係規程や、取組実績の概要が確認できるものを準備していただくことがあります。

(3) 申込みの日以前の過去3年間において、労働基準法や高年齢者等の雇用の安定等に関する法律等の関係法令に違反する重大な事実がある企業等は、申し込むことができません。

#### 4 認定のメリット等

(1) 認定証・ステッカーの交付

県は、シニア活躍推進宣言企業認定証及びシニア活躍推進宣言シンボルマークステッカーを宣言企業に交付します。

シニア活躍推進宣言シンボルマークは電子データも用意していますので、名刺やホームページ、会社案内、販売促進グッズなどにも使用することで、宣言企業のさ

らなるイメージアップにご活用いただけます。

(2) 専門家による支援

宣言した取組をスムーズに実現できるよう、ご希望等により、県は社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家を派遣し、専門的見地からご相談にのり、課題解決を支援します。専門家派遣に要する費用は、県が負担します。

専門家の派遣は1宣言企業あたり2回程度（継続的な支援が必要と判断される場合は5回程度）、1回につき2～3時間となります。

(3) 人材確保を支援

県が主催する合同企業面接会やミニ面接会への参加をご案内します。

また、ハローワークに求人票を出す際に、貴社の魅力を発信する「企業紹介シート」を掲載できます。

(4) 県による広報

県はホームページで、宣言企業の情報を掲載し、広くPRを行います。

(5) 県制度融資の優遇措置

宣言企業は、県の中小企業向け制度融資をご利用する際に、低利な「事業資金・働き方改革企業優遇貸付」をご利用いただけます（別途審査あり）。

5 追跡調査

宣言企業が宣言した取組のその後の実施状況について、県が調査します。

6 その他

県は、ホームページに宣言企業の宣言した取組を掲載します。

7 申込先及び問合せ先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 産業労働部 シニア活躍推進課 推進担当

電話 048-830-4539

FAX 048-830-4854

電子メール a4540-02@pref.saitama.lg.jp

附 則

この要領は、平成28年7月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。

2 施行日の時点ですでに宣言企業の認定を受け、正社員の定年を廃止または定年年齢を70歳以上としている場合は、「シニア活躍推進宣言企業（生涯現役実践企業）」に認定する。